



第4章

景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号)



第4章 景観計画の区域 (景観法第8条第2項第1号)

4-1 景観計画区域

平地から山地まですべての地形が千曲市の景観特性に関わること、平成18年に制定された「千曲市美しいまちづくり景観条例」による規制・誘導が全市を対象にしていること、時代の要請に対応した開発の際に、必要に応じた市土各所の特性にかなった景観形成の指針を示す必要があること、これらに対応するため景観計画区域は千曲市全域(119.79 km²)とします。

4-2 景観形成重点地区

千曲市を代表する個性ある地域について、重点的かつ段階的に景観形成を進めるために、以下の項目に該当する地区において、景観形成重点地区を指定します。

- (1) 良好な眺望景観を有する地区
- (2) 歴史的・文化的景観を有する地区
- (3) 自然と調和した景観を有する地区
- (4) 商業・業務施設または工業施設がそれぞれ一団となった景観を有する地区
- (5) 優れた住環境または特徴ある住宅地の景観を有する地区
- (6) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観を有する地区
- (7) その他市長が景観の形成上必要と認める地区

指定に際しては、地域の理解と賛同を得ながら、順次定めていくものとします。

●景観形成重点地区 第1号

姨捨地区 64.3ha

姨捨地区は、日本有数の棚田景観を有し、一部は国の名勝指定を受けています。一方で、平安時代から観月の名所として親しまれる姨捨の風景は、国の名勝指定を受けた地域だけでなく、姨捨の棚田地域から南に展開する冠着山を含めた広域な空間によって形成されています。

